

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-10774

(P2019-10774A)

(43) 公開日 平成31年1月24日(2019.1.24)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>B42F 21/04 (2006.01)</b>	B 4 2 F 21/04	D
<b>G09F 3/10 (2006.01)</b>	G 0 9 F 3/10	Z
<b>G09F 1/08 (2006.01)</b>	G 0 9 F 1/08	C

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2017-127876 (P2017-127876)	(71) 出願人	595137239
(22) 出願日	平成29年6月29日 (2017. 6. 29)		株式会社カンミ堂
			東京都目黒区三田 1-12-24
		(74) 代理人	100113169
			弁理士 今岡 憲
		(72) 発明者	未永 卓
			東京都目黒区三田 1-12-24 株式会
			社カンミ堂内

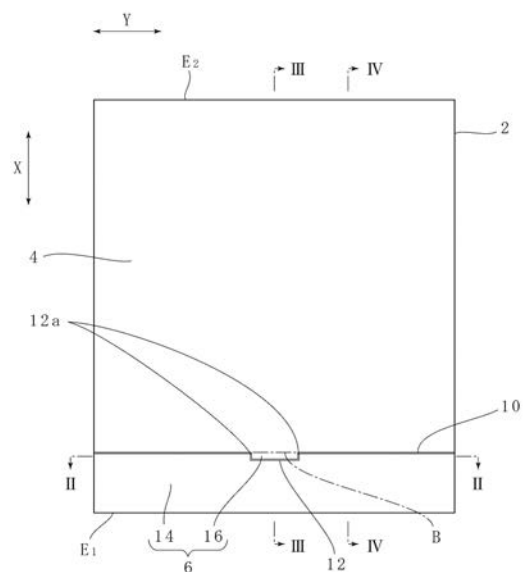
(54) 【発明の名称】 自立式フセン

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 決まった位置に定置させておくのに有利な自立式フセンを提案する。

【解決手段】 第1方向Xの両端に基端E1及び先端E2を有するシート材2を有し、このシート材のうちの基端寄りの部分を基部6、残りの部分をシート材本体4とし、これら基部6及びシート材本体4の境界Bより当該境界上に両端12aを位置させて基部6側へ切り込む略凹字形の切割り線12を形成し、前記基部6のうち切割り線12の外側の部分を第1脚部14とし、切割り線12及び境界Bで囲まれる部分を第2脚部16とし、かつ前記第1脚部14はターゲット面へ貼着可能な貼着層を有し、シート材2の裏側へ第1脚部14を折り曲げて前記粘着層を介してターゲット面へ貼着した状態で、前記第2脚部16が折り曲げ箇所に対して第1脚部14と反対側へ突き出してターゲット面と当接することにより、シート材2の自立を可能とする。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

ターゲット面に対して自立可能なフセンであって、  
第 1 方向(X)の両端に基端(E 1)及び先端(E 2)を有するとともに少なくとも表面にメモを記載可能なシート材(2)を有し、  
このシート材のうちの基端寄りの部分を基部(6)、残りの部分をシート材本体(4)とし、

これら基部(6)及びシート材本体(4)の境界(B)より当該境界上に両端(1 2 a)を位置させて基部(6)側へ切り込む略凹字形の分割り線(1 2)を形成し、

前記基部(6)のうち分割り線(1 2)の外側の部分を第 1 脚部(1 4)とし、分割り線(1 2)及び境界(B)で囲まれる部分を第 2 脚部(1 6)とし、

かつ前記第 1 脚部(1 4)はターゲット面へ貼着可能な貼着層(L 3)を有し、

シート材(2)の裏側へ第 1 脚部(1 4)を折り曲げて前記粘着層(L 3)を介してターゲット面へ貼着した状態で、前記第 2 脚部(1 6)が折り曲げ箇所に対して第 1 脚部(1 4)と反対側へ突き出してターゲット面(T)と当接することにより、シート材(2)の自立を可能とするように構成したことを特徴とする、自立式フセン。

## 【請求項 2】

前記境界(B)より分割り線(1 2)の両端(1 2 a)の間以外の部分を弱化線(1 0)としたことを特徴とする、請求項 1 に記載の自立式フセン。

## 【請求項 3】

前記シート材(2)を少なくとも第 1 層(L 1)及び第 2 層(L 2)で形成するとともに、この第 2 層(L 2)が当該第 1 層の裏面の全体又は前記境界(B)の両側に亘る一部を覆っており、前記分割り線(1 2)の穿設箇所では全部の層を切断し、前記弱化線(1 0)の形成箇所では 2 層のうちの一層を切断してなることを特徴とする、請求項 2 に記載の自立式フセン。

## 【請求項 4】

前記基部(6)において第 1 層(L 1)及び第 2 層(L 2)の間に貼着層(L 3)を形成し、第 1 脚部(1 4)の第 1 層部分を剥離させることにより貼着層(L 3)をターゲット面(T)に貼着させることが可能に構成したことを特徴とする、請求項 3 に記載の自立式フセン。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、自立式フセンに関する。自立式フセンは、例えばメモスタンドとして用いることができる態様を含むものとする。

## 【背景技術】

## 【0002】

従来、紙などのシート材で簡易に作製できるメモスタンド(名刺立て)として、特許文献 1 の図 1 に示すものが知られている。

このメモスタンドは、一枚の矩形の紙片を二つ折りにして、折目を境に一半部及び他半部を区分し、一方半部に、周囲の一部を連結箇所として残して切断された切片を設け、他方半部に差込用のスリットを設けてなる。前記連結箇所を折ることで一方半部の輪郭から他方半部側へ切片を引き出し、この切片の先端部を前記スリット内に掛け留めすることにより、一方半部及び他方半部が側方から見て逆 V 字形の状態に固定され、スタンドとしての機能が発揮される。

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

## 【0003】

【特許文献 1】特開 2014 - 113817

【特許文献 2】特開 2012 - 081654

10

20

30

40

50

## 【発明の概要】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0004】

特許文献1のスタンドは、紙などで形成される簡易な構成で自立機能を実現できるが、軽量であるために、例えば窓から風が吹き込んだり、他物と触れるなどして、利用者が置いた位置からずれてしまう可能性がある。

また前述の一方半部から切片を引き出して他方半部の差し込み用スリッドに差し込むことが必要であるが、手先が器用でない幼児や高齢者、或いは視力が弱く差し込み用スリッドの位置を視認しにくい利用者などにとっては、使い勝手がよくないことがある。

メモを残して定位置に設置できるアイテムとして、紙片の表面をメモ面とし、裏面の一部に粘着部を有するフセンがある（特許文献2）。

本出願人は、従来フセンの延長として、シートに工夫を加えることで、自立式のフセンを作成することを着想し、これにより、定置性があり、使い勝手の良いスタンドその他自立式のアイテムが得られるのではないかと思料した。

## 【0005】

本発明の第1の目的は、決まった位置に定置させておくのに有利な自立式フセンを提案することである。

本発明の第2の目的は、ターゲット面への設置作業が容易な自立式フセンを提案することである。

本発明の第3の目的は、ターゲット面への設置方法についての説明がなくても比較的容易に自立させることが可能な自立式フセンを提案することである。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0006】

第1の手段は、ターゲット面に対して自立可能なフセンであって、

主方向Xの両端に基端E1及び先端E2を有するとともに少なくとも表面にメモを記載可能なシート材2を有し、

このシート材のうち基端寄りの部分を基部6、残りの部分をシート材本体4とし、

これら基部6及びシート材本体4の境界Bより当該境界上に両端12aを位置させて基部6側へ切り込む略凹字形の分割り線12を形成し、

前記基部6のうち分割り線12の外側の部分を第1脚部14とし、分割り線12及び境界Bで囲まれる部分を第2脚部16とし、

かつ前記第1脚部14はターゲット面へ貼着可能な貼着層L3を有し、

シート材2の裏側へ第1脚部14を折り曲げて前記粘着層L3を介してターゲット面へ貼着した状態で、前記第2脚部16が折り曲げ箇所に対して第1脚部14と反対側へ突き出してターゲット面Tと当接することにより、シート材2の自立を可能とするように構成している

## 【0007】

本手段では、図1に示すシート材2の基部6と残りの部分であるシート材本体4との境界Bより、基部6に切り込む略凹字形の分割り線12を設けることを提案している。基部6のうち分割り線の外側の部分を第1脚部14とし、分割り線12と境界Bとに囲まれる部分を第2脚部16とし、第1脚部14を裏側へ折り曲げてターゲット面Tへ貼着させたときに、折り曲げ箇所に対して第2脚部16が反対側へ突き出て、ターゲット面に突き当たり、シート材2の自立状態を維持するように形成している。

## 【0008】

「シート材」は、その全体が単層のものであるもののほか、全体の一部が複層であるもの（図3参照）、全体が複層のもの（図5参照）を含む。

「境界」とは、折り曲げ線や弱化線などの目に見える構造である必要はなく、仮想線であっても構わない。境界は、第1方向Xと直交する第2方向Yに延びている。

「略凹字形の」とは、分割り線12の両端間の境界部分との間で第2脚部16を区画できればよく、U字形でもV字形でも構わない。

10

20

30

40

50

「屈曲」とは、ターゲット面に貼着された状態でシート本体が倒伏することに対する抵抗力を損なわない範囲でシート本体に対して第1脚部を屈折させることを含む。

「貼着」とは、本明細書において「接着」及び「粘着」のいずれをも含むものとする。

【0009】

第2の手段は、第1の手段を有し、かつ

前記境界Bより分割り線12の両端12aの間以外の部分を弱化線10とした。

【0010】

本手段では、前記境界Bより分割り線12の両端12aの間以外の部分を弱化線10としている。弱化線とは、分割り線のように当該箇所が切り離されてはいないが、連結強度が弱い部位をいうものとする。これにより、正しい箇所で第1脚部14を折り曲げることができ、弱化線の箇所で折り曲げると、直ちに使用できるので、利用者が使い方を理解できないということが生じ難い。

10

【0011】

第3の手段は、第2の手段を有し、かつ

前記シート材2を少なくとも第1層L1及び第2層L2で形成するとともに、この第2層L2が当該第1層の裏面の全体又は前記境界Bの両側に亘る一部を覆っており、前記分割り線12の穿設箇所では全部の層を切断し、前記弱化線10の形成箇所では2層のうちの一層を切断してなる。

【0012】

本手段では、シート材2を少なくとも第1層L1及び第2層L2で形成している。第2層L2は、図5に示すように第1層L1の裏面全体を覆ってもよいが、図3に示す如く、第1層の裏面のうち前記境界Bの両側に亘る一部のみを覆うように形成すると、材料を節約できて有利である。そして本手段では、各層への切断の有無により分割り線12と弱化線10とを区別しており、これにより、簡易な構成で分割り線12及び弱化線10の機能をそれぞれ実現できる。「少なくとも」とは第1層及び第2層の間に例えば後述の粘着層を有する構造を排除しない意図である。

20

【0013】

第4の手段は、第3の手段を有し、かつ

前記基部6において第1層L1及び第2層L2の間に貼着層L3を形成し、第1脚部14の第1層部分を剥離させることにより貼着層L3をターゲット面Tに貼着させることが可能に構成した。

30

【0014】

本手段では、第1層L1及び第2層L2の間に貼着層L3を形成し、第1脚部14の第1層部分を剥離させることにより貼着層L3をターゲット面Tに貼着できることとしたから、粘着層L3を保護できるとともに、第1脚部14の第1層部分を剥離してから、粘着層L3が下向きになるように第1脚部14を折り曲げ、ターゲット面に貼り付ければ自立可能な状態になるから、およそ使い道が利用者に理解できないということが生じにくい。

【発明の効果】

【0015】

第1の手段によれば、貼着式で自立可能なフセンであるから、決まった位置に定置させておくのに有利であり、置いた場所が分からなくなる不具合を生じにくい。

40

またシート材2の基部6及びシート材本体4の境界Bより当該境界上に両端12aを位置させて基部6側へ切り込む略凹字形の分割り線12を形成するとともに、基部6のうち分割り線12の外側の部分を第1脚部14とし、分割り線12及び境界Bで囲まれる部分を第2脚部16とし、シート材2の裏側へ第1脚部14を折り曲げて当該第1脚部14が有する粘着層L3を介してターゲット面へ貼着した状態で、前記第2脚部16が折り曲げ箇所に対して第1脚部14と反対側へ突き出してターゲット面Tと当接することにより、シート材2の自立を可能とするように構成したから、フセンの自立機能が的確に実現できる。

第2の手段に係る発明によれば、前記境界Bより分割り線12の両端12aの間以外の

50

部分を弱化線 10 としたから、シート材 2 を弱化線 10 で折り曲げて第 1 脚部 14 と反対側へ第 2 脚部 16 を突き出すことを確実に実現できる。

第 3 の手段に係る発明によれば、前記シート材 2 を少なくとも第 1 層 L1 及び第 2 層 L2 で形成するとともに、この第 2 層 L2 が当該第 1 層の裏面の全体又は前記境界 B の両側に亘る一部を覆っており、前記分割線 12 の穿設箇所では全部の層を切断し、前記弱化線 10 の形成箇所では 2 層のうちの一層を切断してなるから、分割線 12 及び弱化線 10 を有するシート材 2 の構造を確実に実現できる。

第 4 の手段に係る発明によれば、第 1 脚部 14 の第 1 層部分を剥離させると、粘着層 L3 が現れるから、そこをターゲット面に貼着させればよいことが一見して判り、貼着面が下向きになる第 1 脚部 14 を折り曲げると、自然と第 2 脚部 16 が反対側へ突き出る状態となるから、詳しい説明が無くても使用可能である。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図 1】本発明の第 1 実施形態に係る自立式フセンの表面図である。

【図 2】図 1 の自立式フセンの II 方向の断面図である。

【図 3】図 1 の自立式フセンの III 方向の断面図である。

【図 4】図 1 の自立式フセンの IV 方向の断面図である。

【図 5】図 3 の自立式フセンの変形例を同じ方向から見た断面図である。

【図 6】図 1 の自立式フセンの使用状態の説明図である。

【図 7】図 6 の使用状態の説明図の一部を拡大した図である。

【図 8】図 1 の自立式フセンの使用状態を示す斜視図である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0017】

図 1 から図 8 は、本発明の第 1 実施形態に係る自立式フセンを示しており、当該自立式フセンは、ターゲット面 T に対して自立可能に形成されている（図 6 ~ 図 8 参照）。

自立式フセンは、シート材 2 を含む。シート材は、例えば上質紙のような紙類又は合成樹脂で形成することができる。本明細書において「シート」というときにはフィルムを含むものとする。

【0018】

シート材 2 は、第 1 方向 X の両端に基端 E1 及び先端 E2 を有し、少なくとも表面を、メモを記載することが可能なメモ面としている。図示例のシート材は長方形に形成されているが、その形状は適宜変更することができる。

【0019】

シート材 2 は、基端 E1 寄りの部分である基部 6 と、残りの部分であるシート材本体 4 とを含む。

シート材 2 は、図 3 に示すように、少なくとも第 1 層 L1 と、当該第 1 層の裏面の一部（図示例では基部及び境界 B を超えて基部と隣接する部分）を覆う第 2 層 L2 からなる。これら第 1 層 L1 と第 2 層 L2 との間に粘着層 L3 を介在させてなる。

第 1 層 L1 として好適な材料の一例は上質紙であり、厚みは例えば 0.1 mm 程度とすることができる。第 2 層として好適な材料の一例は PET であり、厚みは例えば 0.05 mm とすることができる。

前記基部 6 及びシート材本体 4 との境界 B は、第 1 方向 X と直交する第 2 方向 Y に延びる。

前記境界 B からは、境界上に両端 12a を配置して基部 6 側へ切り込む略凹字形の分割線 12 を設けている。分割線 12 は、第 1 層 L1 と粘着層 L3 と第 2 層 L2 とを切断するフルカット仕様としている。

基部 6 のうち分割線 12 の外側の部分は第 1 脚部 14 とし、分割線 12 と境界 B とで囲まれる部分は第 2 脚部 16 としている。図示例では、第 2 脚部 16 の形状は、第 2 方向へ細長い帯状であるが、その形状は適宜変更することができる。

境界 B のうち分割線 12 の両端 12a より外側にある部分は、弱化線 10 に形成して

10

20

30

40

50

いる。本実施形態の弱化線 10 は、シート材 2 の第 1 層 L1 のみを切断するハーフカット仕様としている。もっともこの構造は適宜変更することができる。

図 5 は、シート材 2 の変形例を示すものであり、第 1 層の裏面全体に第 2 層を貼着した構成としている。本発明の技術的範囲には、シート材をこの様に構成したものも含まれるが、同図の例に比べて、前述の図 1 のものは次のような利点がある。

- (1) シートの材料を節減することができ、廉価に製造できる。
- (2) シート本体 4 の重量が小さくなり、図 8 に示す自立状態でシート本体 4 が自重によって曲がってしまうという不都合を回避できる。

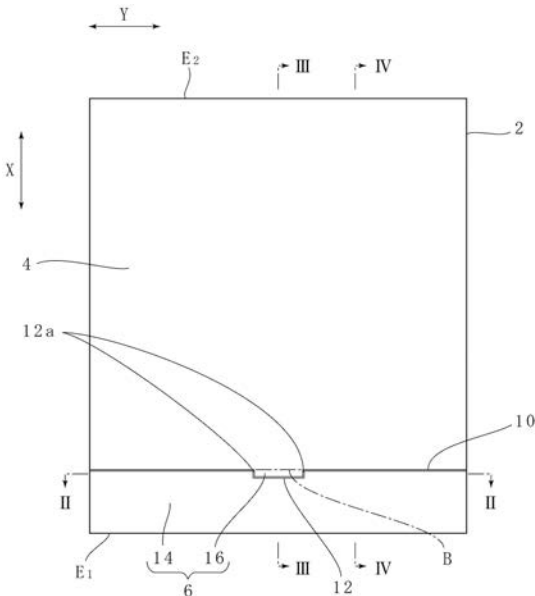
前記構成において、本発明の自立式フセンを使用するときには、前記第 1 脚部 14 の第 1 層部分を剥離させて、粘着層 L3 が下を向くように第 1 脚部 14 を裏側へ折り曲げればよい。そうすると、折り曲げ箇所に対して第 2 脚部 16 が反対側へ突き出す。そうして第 1 脚部 14 を粘着層 L3 を介してターゲット面 T に貼着させると、第 2 脚部 16 がターゲット面 T につき上がり、これがかつかえ棒の役目を果たして、シート材の自立状態を維持する。

【符号の説明】

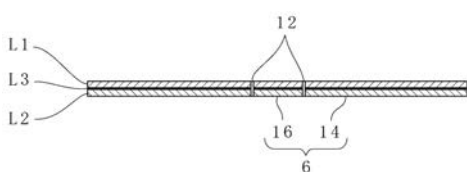
【0020】

- 2 ... シート材    4 ... シート材本体    6 ... 基部    8 ... 境界    10 ... 弱化線
- 12 ... 切り線    12a ... 両端部
- 14 ... 第 1 脚部    16 ... 第 2 脚部
- E1 ... 基端    E2 ... 先端    L1 ... 第 1 層    L2 ... 第 2 層    L3 ... 貼着層 (粘着層)
- T ... ターゲット面    X ... 第 1 方向    Y ... 第 2 方向

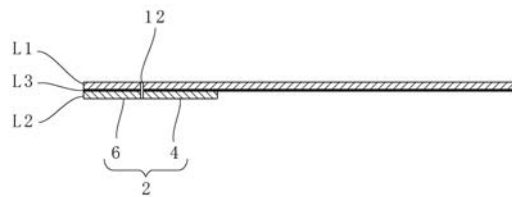
【図 1】



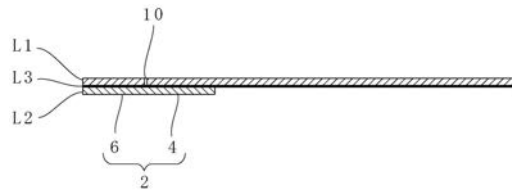
【図 2】



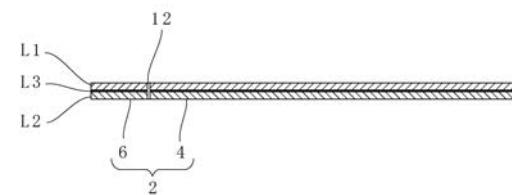
【図 3】



【図 4】



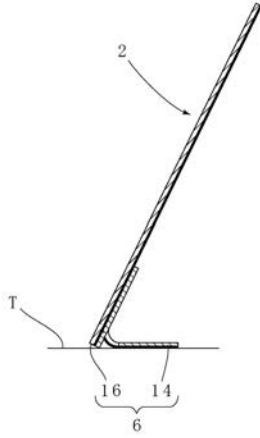
【図 5】



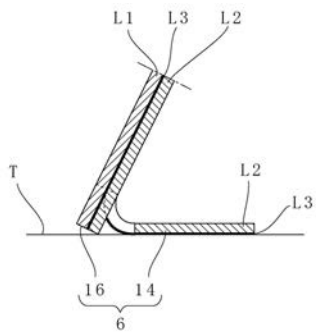
10

20

【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】

